資料１

西脇市地域公共交通会議における役員の選任について

１　趣旨

西脇市地域公共交通会議の役員（会長、副会長及び監査委員）を、西脇市地域公共交通会議規約第６条第１項に基づき、委員の互選により選出する。

２　役員（事務局案）

（敬称略）

役職	氏名	所属
会長	渡辺　和樹	西脇市都市経営部長
副会長	臼井　茂樹	津万地区区長会長
監査委員	齋藤　周藏	日野地区区長会長
監査委員	門上　きく	西脇市消費者協会長

参考：西脇市地域公共交通会議規約（抜粋）

（役員）

第６条　交通会議に、会長、副会長及び監査委員を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　監査委員は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議の会議において報告する。

資料２

令和５年度　西脇市地域公共交通会議

歳 入 歳 出 予 算 書 （ 案 ）

資料２

令和５年度　西脇市地域公共交通会議予算（案）

（歳　入）

（単位：千円）

款	項	目	節	金　　額	備　　考
１負担金	１負担金	１負担金		0	
２支出金	１補助金	１補助金	１国補助金	0	
３委託金	１委託金	１委託金	１市委託金	6,512	西脇市地域公共交通計画策定事業受託
４繰越金	１繰越金	１繰越金		1	
５諸収入	１諸収入	１雑　入		0	
歳 入 合 計				6,513	

（歳　出）

（単位：千円）

款	項	目	節	金　　額	備　　考
１運営費	１会議費	１会議費	１需用費	0	
	２事務費	１事務費	１役務費	0	
２事業費	１事業費	１事業費	１委託料	6,512	西脇市地域公共交通計画策定事業委託
３返還金	１返還金	１返還金	１返還金	0	
４予備費	１予備費	１予備費	１予備費	1	
歳 出 合 計				6,513	

資料３

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和５年６月 27 日

（名称）西脇市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

西脇市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西脇市コミュニティバス「おりひめバス」は、地域公共交通活性化・再生総合事業による国庫補助を受け、平成21年10月１日から実証運行を開始し、事業終了後の平成23年４月１日以降は、本市単独事業により運行を継続している。

「おりひめバス」は、本市の東端部に位置する比延地区の札場停留所を起終点とし、地域間幹線系統の主要拠点「西脇病院」、「西脇（アピカ）」の各停留所を経由点として運行している。また、「おりひめバス」が乗り入れる「西脇市駅」停留所は鉄道駅のJR西脇市駅に設置しており、鉄道駅とも連接したフィーダー系統となっている。

特に比延地区には、医療施設、商業施設が少なく、同地区住民が市内外の医療施設、商業施設などへ行くためには、本系統の利用が必要である。また、地域間幹線系統に乗り換えることによって、通院や買い物などの移動範囲がさらに広がることになり、地域住民の移動手段として必要不可欠な系統であるといえる。また、中学生や高校生にとっても、通学手段として大変重要な系統である。

ループバス「めぐリン」は、西脇市役所を起終点とし、市街地を車両２台で時計回り、反時計回りの双方向に循環する系統である。この系統は、「おりひめバス」と同様に地域間幹線系統の主要拠点「西脇病院」、「西脇（アピカ）」の各停留所を経由地として運行されている。また、この系統が乗り入れる「西脇市駅」停留所は、鉄道駅のJR西脇市駅に設置されており、鉄道駅とも連接したフィーダー系統となっている。

路線バス「西脇市役所・西脇（アピカ）～滝野～社・やしろショッピングパーク Bio前線（以下「西脇社線」という。）」は、西脇市内の主要拠点である「西脇市役所」、「西脇（アピカ）」と、地域間幹線系統の起終点となる「社（車庫前）」や「やしろショッピングパーク Bio前」を結ぶ系統である。また、「滝駅前」の停留所はJR滝駅付近に設置されており、鉄道駅とも接続するフィーダー系統となっている。

また、西脇社線は、地域間幹線系統との乗継により、近隣市や神戸・姫路方面への中長距離の移動が可能になることから、通勤・通学の利用が多く、特に学生にとっては通学に必要な移動手段として、非常に重要な系統となっている。

上記の各系統がなければ、学生は通学の手段を奪われ、交通手段を持たない高齢者は、外出が容易にできず、生活の維持が困難であることから、各系統の運行を維持し、地域住民の移動手段の確保と地域の活性化を図ることを目的として本計画を策定する。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
ア　おりひめバス ・運行回数：１日３往復以上 ・利用者数：１日当たりの利用者数　20人以上 イ　ループバス「めぐリン」 ・運行回数 平日：時計回り、反時計回りともに１日10便以上 土曜日：時計回り、反時計回りともに１日５便以上 ・利用者数 １日当たりの利用者数　時計回り：25人以上 反時計回り：25人以上 ウ　西脇社線 ・乗車人数26,700人以上（直近年度の実績14,826人） ・経常収支率35%以上（直近年度の実績34.5%）
（２）事業の効果
ア　中高生の遠距離通学の支援 イ　高齢者の通院、買い物などの外出支援による生活水準の維持 ウ　利用者のニーズに応えることに伴う利用実績の向上 エ　利用実績の向上に伴う地域公共交通の活性化 オ　利用実績の向上に伴う地域活動や住民活動の活性化
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
ア　広報や市ホームページ等による地域公共交通ネットワークに関する情報発信（西脇市、加東市） イ　系統や便数、運行ダイヤの見直し（神姫バス株式会社） ウ　学校等へのモビリティマネジメントの実施（西脇市、加東市、神姫バス株式会社）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表１を添付
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
「おりひめバス」及びループバス「めぐリン」については西脇市が、西脇社線については西脇市及び加東市が負担する。負担する額（運行補助金）については、運行事業者の経常損益額から国庫補助金を差し引いた額とする。
６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社ウイング神姫 神姫バス株式会社
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
「おりひめバス」の車両は、初年度登録がなされた平成 18 年３月以降約 80 万キロ走行しており老朽化していることから、利用者の安全性及び快適性を高めるため、適切な車両更新が必要な状況にある。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
１日当たりの利用者数 20 人以上の維持
（２）事業の効果
車両の更新により安全な運行が確保される。また、引き続きノンステップバスを導入することにより利用者の利便性・快適性を高め、当該路線の主たる利用者である高齢者・学生の継続利用および路線の確保維持につながる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
表６を添付
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論
令和４年６月10日　地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議・承認 令和５年２月27日　地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について説明・協議・承認 令和５年６月27日　地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議

21. 利用者等の意見の反映状況
おりひめバス及びループバス「めぐリン」のルート設定に当たって、地元区長等と調整を行った。

22. 協議会メンバーの構成員	
国土交通省	神戸運輸監理部総務企画部企画調整官
兵庫県	北播磨県民局加東土木事務所長
西脇警察署	交通課長
西脇市	都市経営部長
神姫バス株式会社	社営業所長
	本部労働組合執行委員
株式会社ウイング神姫	取締役部長
公益社団法人兵庫県バス協会	専務理事
一般社団法人兵庫県タクシー協会	監事　東播支部代表
西日本旅客鉄道株式会社	加古川駅管区加古川線区長
市民の代表	西脇地区区長会長
	津万地区区長会長
	日野地区区長会長
	重春地区区長会長
	野村地区区長会長
	比延地区区長会長
	芳田地区区長会長
	黒田庄地区区長会長
	西脇市老人クラブ連合会長
	西脇市身体障害者福祉協会長
	西脇市消費者協会長
	西脇商工会議所女性会長
	西脇市商業連合会長
	西脇市ＰＴＡ連合会長
（オブザーバー）	兵庫県土木部交通政策課副課長兼地域交通班長
	北播磨県民局加東土木事務所多可事業所長
	多可町企画秘書課長

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）兵庫県西脇市下戸田128番地の１
（所　属）西脇市都市経営部まちづくり課
（氏　名）野村　悟史
（電　話）0795-22-3111
（e-mail）machi@city.nishiwaki.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
　各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。
　外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	株式会社ウイング神姫	(1)　西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	293日	2730回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(2)　西脇市内循環（時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	293日	343回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	293日	2487回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4)　西脇市内循環（反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	293日	293回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(5)　西脇高校南～西脇市駅～札場	西脇高校南	西脇市駅 西脇アピカ	札場	往　km 復21.7km	243日	121.5回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(6)　西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	243日	364.5回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
西脇市（加東市）	神姫バス株式会社	(7)　西脇（アピカ）～滝野～社	西脇（アピカ）	滝野	社	往8.5km 復8.6km	240日	600回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(8)　西脇（アピカ）～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇（アピカ）	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	240日	360回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(9)　西脇市役所～滝野～社	西脇市役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	366日	423回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(10)　西脇市役所～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇市役所	滝野	Bio	往11.0 km 復11.1km	366日	669回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	株式会社ウイング神姫	(1)　西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	293日	2730回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(2)　西脇市内循環（時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	293日	343回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	293日	2487回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4)　西脇市内循環（反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	293日	293回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(5)　西脇高校南～西脇市駅～札場	西脇高校南	西脇市駅 西脇アピカ	札場	往　km 復21.7km	243日	121.5回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(6)　西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	243日	364.5回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
西脇市（加東市）	神姫バス株式会社	(7)　西脇（アピカ）～滝野～社	西脇（アピカ）	滝野	社	往8.5km 復8.6km	240日	600回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(8)　西脇（アピカ）～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇（アピカ）	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	240日	360回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(9)　西脇市役所～滝野～社	西脇市役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	365日	422.5回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(10)　西脇市役所～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇市役所	滝野	Bio	往11.0 km 復11.1km	365日	667.5回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	株式会社ウイング神姫	(1)　西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	291日	2710回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(2)　西脇市内循環（時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	291日	342回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	291日	2466回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4)　西脇市内循環（反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	291日	291回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(5)　西脇高校南～西脇市駅～札場	西脇市駅	西脇市駅 西脇アピカ	札場	往　km 復21.7km	240日	120回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(6)　西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	240日	360回			路線定期	①	㈱ウイング神姫が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
西脇市（加東市）	神姫バス株式会社	(7)　西脇（アピカ）～滝野～社	西脇（アピカ）	滝野	社	往8.5km 復8.6km	238日	595回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(8)　西脇（アピカ）～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇（アピカ）	滝野	Bio	往9.3km 復9.4km	238日	357回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(9)　西脇市役所～滝野～社	西脇市役所	滝野	社	往10.2km 復10.3km	365日	420.5回			路線定期	①	「社」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③
		(10)　西脇市役所～滝野～やしろショッピングパークBio前	西脇市役所	滝野	Bio	往11.0 km 復11.1km	365日	666.5回			路線定期	①	「社」「Bio」で補助対象地域間幹線系統である神姫バス社～明石駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西脇市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	23,787
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
西脇市地域公共交通網形成計画	平成31年3月1日	―

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	ロ	ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
西脇市	株式会社ウイング神姫	1	（5）　西脇高校南～西脇市駅⇄札場 （6）　西脇市駅～みらいえ～札場	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	25	R6.2			一括
		2	（　）								
		3	（　）								
		4	（　）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

資料４

西脇市地域公共交通計画の策定について

１　概要

西脇市は、令和５年度に西脇市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）を策定し、計画期間は、令和６年４月～令和11年３月の５年間を予定

２　背景

・　西脇市では、平成29年度及び平成30年度の２年間で「西脇市地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」という。）を策定し、社会情勢の変遷や市庁舎の移転等、西脇市を取り巻く環境に対応するため、公共交通の再編を行った。再編を終えて一定の年月が経過し、公共交通の現状を評価し、今後の展望を示す必要性が生じている。

・　令和２年11月27日に、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域公共交通のマスタープランともいえる交通計画の策定が努力義務化された。また、国からの財政補助を受けるためには、補助路線を交通計画に位置付ける必要がある。

３　交通計画策定の方向性

現行の網形成計画の内容を踏まえつつ、再編後の公共交通の評価を行う。また、西脇市を取り巻く環境の変化を反映するとともに、各種まちづくりに関する計画とも連携し、現計画に代わる西脇市の公共交通に関する新たなマスタープランとして策定する。

４　策定方法

⑴　西脇市との交通計画策定事業委託契約の締結

西脇市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事務に、「交通計画の作成及び変更の協議に関すること」とあることから、交通会議において計画策定を行う。そのため、西脇市から計画策定事業委託契約を受託する。

⑵　コンサル業者の選定

交通計画策定に当たっては、専門的な知識・経験等を要することから、交通会議においてコンサル業者を選定し、業務を実施。なお、選定業者等については以下のとおり。

ア　委託先

姫路市小姓町16番地
株式会社　丸尾計画事務所

イ　選定理由

以下の理由により、その性質又は目的が競争入札に適しないとき（地方自治法施行令第 167条の２第１項第２号）に該当するため、随意契約の締結を行うもの。

・　株式会社丸尾計画事務所は、交通量推計・分析、交通調査、道路計画、公共交通計画の策定等、様々な業務を受託しており、交通分野における実績が豊富な会社である。
・　本市の現行計画である網形成計画（平成29年度～平成30年度策定）は、公募型プロポーザルを実施した結果、同社が受託しており、同社は本市の概要や公共交通再編の方向性、施策等について熟知しているため、業務における協議・打合せ等の円滑な遂行及び経費削減が期待できる。
・　今回の交通計画の策定では、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の交付を受けている路線に関し、国庫補助要綱に規定されている事項について記載しなければならない。市域をまたいで運行する系統については、各沿線市町と記載内容を調整する必要があるが、同社は近隣市町の交通計画策定及びひょうご公共交通10カ年計画策定を受託しており、広い知見から効率的な業務遂行が期待できる。

ウ　委託期間

委託契約の締結の日から令和６年３月31日まで

エ　委託業務内容

【資料５】西脇市地域公共交通計画策定業務委託仕様書のとおり

⑶　検討体制

交通会議において適宜協議する。なお、西脇市地域公共交通会議規約第11条による分科会は設置しない。

５　策定までのスケジュール（予定）

実施事項	令和５年							令和６年		
	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
⑴　交通会議の開催	●				●		●		●	
⑵　公共交通の現状把握	→	→	→							
⑶　鉄道・コミュニティバス利用者アンケートの実施	→	→								
⑷　網形成計画の評価		→	→							
⑸　公共交通の現状と課題の整理		→	→	→						
⑹　目指すべき公共交通ネットワークの検討				→	→					
⑺　目標達成に向けた施策・事業の検討					→	→				
⑻　交通計画（案）の取りまとめ						→	→	→	→	
⑼　パブリックコメントの実施								→		

６　実施事項について

⑴　交通会議の開催

交通計画の策定までに、本日を含め４回の開催を予定

⑵　公共交通の現状把握

西脇市の公共交通をとりまく現状を、西脇市の概要（人口データや主要施設配置状況など）や公共交通の現状（鉄道やバスなどの運行・利用状況など）、人の移動状況などのデータを用いて、西脇市の地域特性を把握するとともに、公共交通空白地や鉄道、路線バス・コミュニティバス等の利用者数の推移等を集計・分析し、西脇市の公共交通の現状把握を行う。

⑶　鉄道・コミュニティバス利用者アンケートの実施

鉄道やコミュニティバスの利用者に対し、乗降駅・バス停だけでなく、出発・到着地や利用目的を把握するため実施。その際のアンケート調査票は、資料６～８のとおり。

⑷　網形成計画の評価

網形成計画で示されている施策・事業の進捗状況や効果、網形成計画の数値目標に対する現在の達成評価について、網形成計画を評価する。

⑸　公共交通をとりまく現状と課題の整理

⑵～⑷の検討結果を受け、近年の社会情勢の変化を踏まえながら、西脇市における公共交通特性や交通課題を分析し、現状と課題を整理する。

⑹　目指すべき公共交通ネットワークの検討

西脇市総合計画や西脇市都市計画マスタープランで示されている将来都市像を踏まえ、公共交通に関連する計画を整理する。

また、他の関連計画との整合やまちづくりの観点を含めて、次期計画の方向性となる基本理念及び基本方針を、網形成計画を元に再検討する。

さらに、網形成計画策定以降の地域公共交通の事業進捗や市庁舎移転に伴う市内の人の動きの変化等を踏まえ、西脇市が目指す公共交通ネットワークの再検討を行う。

⑺　目標達成に向けた施策・事業の検討

網形成計画の施策・事業の進捗状況や効果検証結果を踏まえ、次期計画の基本理念・基本方針に対応した施策や事業を再検討する。また、目標達成に向けた各種公共交通事業について、実施主体、実施時期、事業内容を検討する。

⑻　交通計画（案）のとりまとめ

⑵～⑺の検討結果、西脇市地域公共交通会議での協議内容及びパブリックコメントによって提出された意見等を踏まえ、交通計画（案）をとりまとめる。

⑼　パブリックコメントの実施

交通計画（案）を公表して、市民の意見を募り、提出された意見に対する市の考え方などを公表する。

資料５

西脇市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

１　業務名

西脇市地域公共交通計画策定業務

２　業務の目的

西脇市では、平成29年度及び平成30年度の２年間で策定した西脇市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）に基づき、令和３年４月に公共交通の再編を実施した。

本業務は、再編後の公共交通の現状を評価するとともに、変容する社会情勢や公共交通を取り巻く現状を把握し、地域住民ニーズを分析することで公共交通の課題を整理し、今後の公共交通ネットワークの整備・改善方針を検討することを目的とする。

なお、策定に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定されている地域公共交通計画における記載事項に対応するよう留意すること。

また、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「国庫補助要綱」という。）における、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線について、国庫補助要綱に規定されている交通計画への記載が必要な事項に留意すること。

３　業務内容

⑴　公共交通を取り巻く現状の把握

ア　既存資料等から当市の人口や高齢化率の推移、地域特性を把握するほか、医療機関、商業施設等、移動の主な目的地となる主要施設の配置状況を整理する。

イ　既存の公共交通の現状を把握するとともに、公共交通空白地の状況も整理する。

ウ　運行事業者提供資料、既存の統計データ等により鉄道・路線バス・コミュニティバス等の利用者数の経年変化、移動動向などの情報を整理する。

エ　立地適正化計画等関連計画の内容を把握し要点を整理する。

オ　市内で運行する路線バスを対象に、バス事業者が保有するバス利用状況等のデータを踏まえ、市内バス路線の系統評価を実施する。

カ　令和３年近畿パーソントリップ調査等の既存データ及び西脇市所管の統計データを収集・整理する。

⑵　鉄道・コミバス・乗合タクシー利用者アンケートの企画・実施補助

市が行う以下の公共交通利用者アンケートについて、アンケート内容や実施方法についての助言を行う。なお、アンケート調査及び結果の集計は市が行う。

ア　ＪＲ加古川線（西脇市域）利用者アンケート

イ　バス利用者アンケート
ウ　乗合タクシー利用者アンケート（令和４年２月実施済）

⑶　網形成計画の評価
網形成計画で示されている施策・事業の進捗状況や効果、未着手事業の未着手理由、網形成計画の数値目標に対する現在の達成評価について、市が提供するデータを踏まえ、網形成計画を評価する。

⑷　公共交通をとりまく現状と課題の整理
⑴～⑶の検討結果を受け、近年の社会情勢の変化を踏まえながら、本市における公共交通特性や交通課題を分析し、現状と課題を整理する。

⑸　目指すべき公共交通ネットワークの検討
西脇市総合計画や西脇市都市計画マスタープランで示されている将来都市像を踏まえ、公共交通に関連する計画を整理する。
また、他の関連計画との整合やまちづくりの観点も含めて、次期計画の方向性となる基本理念及び基本方針を、網形成計画を基に再検討する。
さらに、網形成計画策定以降の地域公共交通の事業進捗や市庁舎移転に伴う市内の人の動きの変化等を踏まえ、西脇市が目指す公共交通ネットワークの再検討を行う。

⑹　目標達成に向けた施策・事業の検討
網形成計画の施策・事業の進捗状況や効果検証結果を踏まえ、次期計画の基本理念・基本方針に対応した施策や事業を再検討する。また、目標達成に向けた各種公共交通事業について、実施主体、実施時期、事業内容を検討する。

⑺　地域公共交通計画（案）の取りまとめ
公共交通を取り巻く社会情勢の変化や現状と課題、利用者アンケート結果、目指すべき公共交通ネットワーク像、計画目標及び施策・事業の検討内容及び西脇市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）での審議内容を受けて、地域公共交通計画（案）を取りまとめる。

４　納入成果物
ア　西脇市地域公共交通計画（案）　10部
イ　西脇市地域公共交通計画（案）概要版　10部
ウ　作業上作成した資料　１部
エ　上記ア、イ、ウの資料を電子化（ワード、エクセル、パワーポイント及びＰＤＦ）したもの（CD-ROM又は DVD）一式

5　その他

⑴　受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、交通会議の承諾を得ること。

⑵　受託者は、本業務に関する文献等資料、先進事例等の情報を収集し、十分な調査をすること。

⑶　業務の実施に当たっては関係機関との連絡を密に行い、調整を図ること。また、交通会議に参加し、意見等のとりまとめ並びに必要な資料の提供を行うこと。交通会議の開催回数は、３回程度を予定している。

⑷　地域公共交通計画検討プロセスの各段階での打合せ等における資料作成等の支援を行うこと。

⑸　受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。

⑹　受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を交通会議に提出すること。

⑺　業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。

⑻　受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてならない。業務完了後もまた同様とする。

⑼　本業務に係る委託料の支払いの際に生じる振込手数料は、受託者の負担とする。その他本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

⑽　本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め交通会議に帰属する。

⑾　本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、交通会議事務局担当者と協議の上、その指示に従うこと。

JR加古川線利用者アンケート調査

資料６

ＪＲ加古川線をご利用の皆様を対象に移動や交通の現状を調査するアンケート調査を実施します。
お忙しいところ申し訳ありませんが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

西脇市地域公共交通会議

問１　このアンケートに既に答えましたか。【あてはまるもの１つに○】

１．初めて　→　**引き続き回答下さい**　　２．既に回答した　→　**今回の利用状況を引き続き回答下さい**

問２　乗車駅、降車駅はどちらですか。【乗車駅に○、降車駅に△を記入してください。】

※ JR 神戸線、山陽線、福知山線に乗換える（から乗換えた）方は、乗換え後や乗換え前の乗降駅をご記入ください。

加古川	日岡	神野	厄神	市場	小野町	粟生	河合西	青野ケ原	社町	滝野	滝	西脇市	新西脇	比延	日本へそ公園	黒田庄

本黒田	船町口	久下村	谷川	福知山	大阪	三ノ宮	神戸	明石	姫路	その他	

問３　運賃は何で支払いますか。【あてはまるもの１つに○】

１．切符　　２．定期券　　３．ＩＣカード　　4.その他（　　）

問４　どこかへ行く途中ですか。それとも帰りですか。【①～③のそれぞれ１つに○、施設名または場所を差支えのない範囲で記入】

①	１．行き　　２．帰り	
②	出発地	１．自宅　２．通学先　３.通勤先　４．病院　５.スーパー　６．公共施設　７．その他
		施設名：　　または　場所：　　市　　町　（字・丁目）
③	到着地	１．自宅　２．通学先　３.通勤先　４．病院　５.スーパー　６．公共施設　７．その他
		施設名：　　または　場所：　　市　　町　（字・丁目）

問５　どのような目的で移動していますか。【あてはまる主な目的すべてに○】*※ 帰宅中の方は行きの目的を記入ください。*

１．通学　２．通勤　３．買物（日常の買物）　４．買物（日常以外の買物）　５．通院・お見舞い
６．観光　７．仕事（通勤を除く）　８．その他私用　９．その他（　　）

問６　同行者の人数を教えてください。【人数をご記入ください】

あなたの他に　　人　（うち 小学校入学前の子　　人）

問７　帰り（行き）も JR 加古川線を利用する予定ですか（利用しましたか）。【１つに○】

１．はい　　２．いいえ

利用する（利用した）移動手段をお答えください。【あてはまるもの１つに○】

１．車等での迎え（送り）　２．病院送迎車　３．タクシー　４．めぐリン・おりひめバス
５．むすブン　６．神戸電鉄　７．その他（具体的に：　　）

問８　乗車駅までの移動手段をお答えください。また、降車駅からの移動手段をお答えください。
【それぞれに１つ○】

乗車駅まで	降車駅から
1. 徒歩　2 .自転車　3. 原付・バイク　4. めぐリン・おりひめバス	1. 徒歩　2 .自転車　3. 原付・バイク　4. めぐリン・おりひめバス
5. むすブン　6. のぎくバス　7. 神姫バス・ウイング神姫　8. 神戸電鉄	5. むすブン　6. のぎくバス　7. 神姫バス・ウイング神姫　8. 神戸電鉄
9. 自動車（自分で運転）　10. 自動車（家族等に送ってもらった）	9. 自動車（自分で運転）　10. 自動車（家族等に迎えに来てもらう）
11. タクシー　12. その他（　　）	11. タクシー　12. その他（　　）

裏面もご回答をお願いします。

問９　過去１年間で JR 加古川線をどのくらい利用しましたか。【あてはまるもの１つに○】

１．週・月　＿＿＿日程度　２．年に数日程度　３．今日初めて利用した　４．その他（　　）

問１０　JR 加古川線を利用する際に不満に思っていることはありますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 特に問題はない　2. 早朝や夜遅い時間など行きたい時間に運行していない　3. 便数が少ない
4. 運賃が高い　5. バスや他の鉄道との乗継が不便　6. 遅延や運休が多い
7. 他の移動手段の方が便利　8. 遠回りになる　9. ダイヤが分かりづらい
10. 駅に段差などがあり利用しにくい　11. ＩＣカードが利用できない
12. その他（　　）

問１１　JR 加古川線がなかったら、今日の目的地へはどうやって行きますか。【あてはまるものすべてに○】

１．家族や知人に送迎してもらう　２．自分で自動車を運転して行く　３．神戸電鉄で行く　４．バスで行く
５．タクシーで行く　６．原付・バイクで行く　７．自転車・徒歩で行く　８．行き先を変える
９．行くことをやめる　１０．その他（具体的に：　　）

問１２　あなたのことについてお答えください。

① 性別【あてはまるもの１つに○】
１．男性　２．女性

② 年齢【あてはまるもの１つに○】
1. 20歳未満　2. 20歳代　3. 30歳代　4. 40歳代　5. 50歳代
6. 60～64歳　7. 65～69歳　8. 70～74歳　9. 75歳～79歳　10. 80歳代　11. 90歳以上

③ 職業【あてはまるもの１つに○】
1. 会社員・公務員　2. 自営業　3. 小学生・中学生　4. 高校生
5. 大学生・専門学校生　6. パート・アルバイト　7. 主婦・主夫
8. 無職（定年退職含む）　9. その他（具体的に：　　）

④ 自動車運転免許【あてはまるもの１つに○】
1. 運転免許を持っている　2. バイク・原付のみ運転免許を持っている
3. 運転免許を持っていたが返納した　4. 運転免許を持っていない（取得したことがない）

⑤ 自動車の保有【あてはまるもの１つに○】
1. 自分が自由に利用できる自動車がある　2. 家族共同で利用できる自動車がある
3. 世帯に自動車がない

⑥ 自動車の運転【あてはまるもの１つに○】
1. 問題なく運転できる　2. 運転できるが、不安である
3. 運転できない

⑦ 自宅の住所【＊番地は不要です。】
〒＿＿＿-＿＿＿＿　または　＿＿＿＿＿＿＿＿市＿＿＿＿＿＿＿＿町＿＿＿＿＿＿＿＿

問１３　JR 加古川線に対するご意見・ご要望等がありましたら、自由にご記入ください。

～　調査にご協力いただき、ありがとうございました～

バス利用者アンケート調査（めぐリン用）

資料７

西脇市のバスをより使いやすく、快適なものにしていくためにアンケート調査を実施します。
お忙しいところ申し訳ありませんが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

西脇市地域公共交通会議

問1　このアンケートは既にお答えいただいておりますか。【ひとつに○】

1. 初めて　　→ 引き続きご回答下さい
2. 既に回答した → 今回の利用状況をお答え頂きたいため、引き続きご回答ください

問2　乗車バス停、降車バス停はどこですか。
下の路線図で　乗車バス停に○、降車バス停に△　をつけていただくか、バス停番号　または　バス停名でお答えください。

【乗車バス停】下の路線図のバス停に○ または			【降車バス停】下の路線図のバス停に△ または		
バス停番号	または	バス停名	バス停番号	または	バス停名

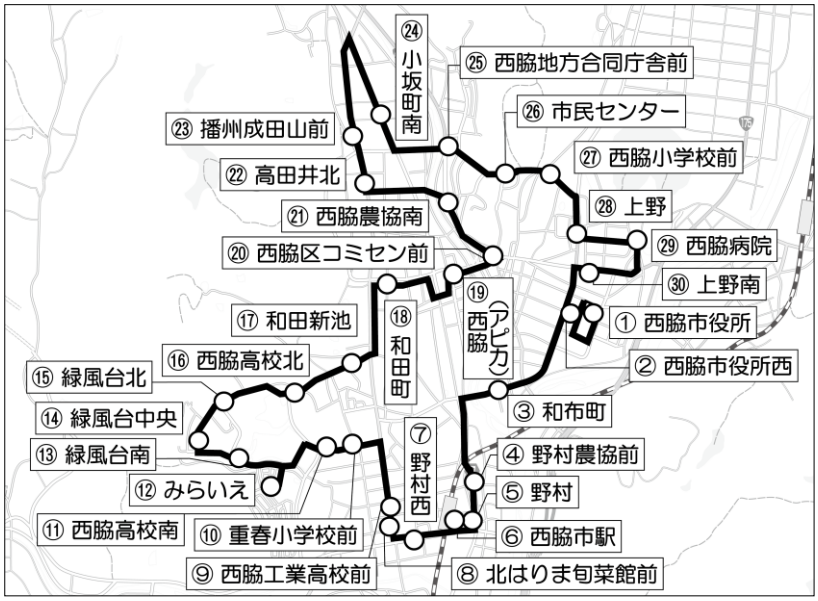

問3　今日の外出の主な目的は何ですか。【すべてに○】

1. 通勤
2. 通学
3. 日常の買い物
4. 日常以外の買い物
5. 通院
6. 仕事（通勤以外）
7. 観光
8. 娯楽（食事や趣味、遊びなど）
9. その他
（　　）

問4　今日の目的地はどこですか。【施設名または場所を差支えのない範囲で記入】

施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　または　場所：＿＿＿＿＿市＿＿＿＿＿町

問5　同行者の人数を教えてください。【人数を記入】

あなたの他に：＿＿＿＿＿人（うち、小学校入学前の子：＿＿＿＿＿人）

問6　バス運賃はどのように支払いますか。【ひとつに○】

1. 現金　　2. ＩＣカード（ニコパ･イコカ･ピタパ等）　3. その他（　　）

問7　このバスに乗る前後の移動手段をお答えください。【それぞれひとつに○】

【このバスに乗る前は】（ひとつに○）

1. 徒歩　2. 自転車　3. 原付･バイク　4. おりひめバス　5. むすブン
6. のぎくバス　7. 神姫バス･ウイング神姫　8. ＪＲ　9. 自動車（自分で運転）
10. 自動車（家族等に迎えに来てもらう）　11. タクシー　12.その他（　　）

【このバスを降りてから】（ひとつに○）

1. 徒歩　2. 自転車　3. 原付･バイク　4. おりひめバス　5. むすブン
6. のぎくバス　7. 神姫バス･ウイング神姫　8. ＪＲ　9. 自動車（自分で運転）
10. 自動車（家族等に迎えに来てもらう）　11. タクシー　12.その他（　　）

裏面もご回答をお願いします。

問8　往復とも「めぐリン」を利用されますか。

1. はい
2. いいえ →

現在、行きの方は“帰りの移動手段”帰りの方は“行きの移動手段”を記入ください。（すべてに○）

1. 車等での迎え（送り）　2. 病院送迎車　3. タクシー
4. おりひめバス　5. むすブン　6. 神姫バス・ウイング神姫
7. JR　8. その他（具体的に：　　）

問9　「めぐリン」を過去1年間でどれくらい利用しましたか。平均的な利用日数をお答えください。【ひとつに○】

1. 週に5日以上　2. 週に2～4日　3. 週に1日程度　4. 月に2～3日
5. 月に1日程度　6. 年に数日程度　7. 初めて利用

問10　「めぐリン」を利用する際に不満に思っていることはありますか。【いくつでも○】

1. バス停が遠い　2. バスの運行本数が少ない　3. 時間通りにバスが来ない、着かない
4. 他のバスとの乗り継ぎが悪い　5. 電車との乗り継ぎが悪い
6. 行きたいところにバス停がない →　行きたいところ：＿＿＿＿＿＿＿＿
7. 乗りたい時間にバスがない →　乗りたいバス停：＿＿＿＿＿＿＿＿　乗りたい時間：午前・午後　＿＿＿＿＿＿　時頃
8. 運賃が高い　9. バスが乗りにくい
10. バス待ち環境が悪い（バス停にベンチがない、屋根がない等）　11. 運転が怖い
12. その他（　　）
13. 特にない

問11　「めぐリン」の運行によって、外出の機会は増えましたか。【ひとつに○】

1. 増えた　2. 変わらない　3. 減った

問12　もし「めぐリン」がなかったら、今日の目的地へはどうやって行かれますか。【ひとつに○】

1. 家族や知人に送迎してもらう　2. 自分で自動車を運転して行く　3. タクシーで行く
4. 原付･バイクで行く　5. 自転車･徒歩で行く　6. 行き先を変える
7. 行くことをやめる　8. その他（　　）

問13　あなたご自身のことについてお答えください。

自宅住所	（郵便番号）〒 □□□－□□□□ （郵便番号は住所を統計的に集計するためにお聞きしています。） または ＿＿＿＿＿＿市･町 ＿＿＿＿＿＿（町）　＊番地は不要です。
性別	1. 男性　2. 女性
年齢	1. 19歳以下　2. 20代　3. 30代　4. 40代 5. 50代　6. 60～64歳　7. 65～69歳　8. 70～74歳 9. 75～79歳　10. 80～89歳　11. 90歳以上
職業	1. 会社員･公務員　2. 自営業　3. パート･アルバイト　4. 小学生・中学生 5. 高校生　6. 大学・専門学校生　7. 専業主婦･主夫 8. 無職　9. その他
運転免許	1. 自動車運転免許を持っている　2. 自動二輪･原付バイクの免許のみ持っている 3. 運転免許証は返納した　4. 運転免許は持ったことがない
自動車等の運転	1. 問題なく運転できる　2. 運転できるが、不安である　3. 運転できない
世帯での車の保有	1. 自分が自由に利用できる車がある　2. 家族共同で利用できる車がある 3. 世帯に車はない

調査へのご協力ありがとうございました。

バス利用者アンケート調査（おりひめバス用）

資料８

西脇市のバスをより使いやすく、快適なものにしていくためにアンケート調査を実施します。
お忙しいところ申し訳ありませんが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

西脇市地域公共交通会議

問１　このアンケートは既にお答えいただいておりますか。【ひとつに○】

1. 初めて　→ 引き続きご回答下さい
2. 既に回答した → 今回の利用状況をお答え頂きたいため、引き続きご回答ください

問２　乗車バス停、降車バス停はどこですか。
下の表で 乗車バス停欄に○、降車バス停欄に△ をつけていただくか、バス停番号またはバス停名でお答えください。（バス停以外から乗車された場合は、最寄りのバス停をお答えください。）

【乗車バス停】　下の表のバス停に○　または			【降車バス停】　下の表のバス停に△　または		
バス停番号	または	バス停名	バス停番号	または	バス停名

番号	バス停名	○△	番号	バス停名	○△	番号	バス停名	○△
1	西脇市駅		15	西脇病院		29	原ノ橋	
2	野村西		16	下戸田		30	足丸	
3	平野口		17	上戸田		31	中畑	
4	茜が丘東		18	鹿野西		32	中畑町公民館	
5	みらいえ		19	鹿野		33	宮ノ前	
6	西脇工業高校北		20	こみせん比也野		34	西光寺	
7	西脇高校南		21	西脇東中学校前		35	双葉小学校前	
8	重春小学校前		22	比延町消防庫		36	アイノハラ	
9	西脇高校前		23	比延町公民館		37	五輪前	
10	和田町		24	岡ノ山		38	キリツメ	
11	西脇（アピカ）		25	日本へそ公園東		39	ツクエガイチ	
12	西脇区コミセン前		26	上比延町公民館		40	ドウモト	
13	東本町		27	上比延		41	寺下	
14	西脇営業所		28	岩花		42	札場	

問３　今日の外出の主な目的は何ですか。【すべてに○】

1. 通勤
2. 通学
3. 日常の買い物
4. 日常以外の買い物
5. 通院
6. 仕事（通勤以外）
7. 観光
8. 娯楽（食事や趣味、遊びなど）
9. その他
（　　）

問４　今日の目的地はどこですか。【施設名または場所を差支えのない範囲で記入】

施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　または　場所：＿＿＿＿市＿＿＿＿町

問５　同行者の人数を教えてください。【人数を記入】

あなたの他に：＿＿＿＿人（うち、小学校入学前の子：＿＿＿人）

問６　バス運賃はどのように支払いますか。【ひとつに○】

1. 現金　2. スクールパス　3. ＩＣカード（ニコパ･イコカ･ピタパ等）　4. その他（　　）

問７　このバスに乗る前後の移動手段をお答えください。【それぞれひとつに○】

【このバスに乗る前は】（ひとつに○）

1. 徒歩　2. 自転車　3. 原付･バイク　4. めぐリン　5. むすブン
6. のぎくバス　7. 神姫バス･ウイング神姫　8. ＪＲ　9. 自動車（自分で運転）
10. 自動車（家族等に迎えに来てもらう）　11. タクシー　12.その他（　　）

【このバスを降りてから】（ひとつに○）

1. 徒歩　2. 自転車　3. 原付･バイク　4. めぐリン　5. むすブン
6. のぎくバス　7. 神姫バス･ウイング神姫　8. ＪＲ　9. 自動車（自分で運転）
10. 自動車（家族等に迎えに来てもらう）　11. タクシー　12.その他（　　）

裏面もご回答をお願いします。

問８　往復とも「おりひめバス」を利用されますか。

1. はい
2. いいえ →

現在、行きの方は“帰りの移動手段”帰りの方は“行きの移動手段”を記入ください。（すべてに○）

1. 車等での迎え（送り）　2. 病院送迎車　3. タクシー
4. めぐリン　5. むすブン　6. 神姫バス・ウイング神姫
7. JR　8. その他（具体的に：　　）

問９　「おりひめバス」を過去１年間でどれくらい利用しましたか。平均的な利用日数をお答えください。【ひとつに○】

1. 週に5日　2. 週に2～4日　3. 週に1日程度　4. 月に2～3日
5. 月に1日程度　6. 年に数日程度　7. 初めて利用

問 10　「おりひめバス」を利用する際に不満に思っていることはありますか。【いくつでも○】

1. バス停が遠い　2. バスの運行本数が少ない　3. 時間通りにバスが来ない、着かない
4. 他のバスとの乗り継ぎが悪い　5. 電車との乗り継ぎが悪い
6. 行きたいところにバス停がない →　行きたいところ：＿＿＿＿＿＿＿＿
7. 乗りたい時間にバスがない →　乗りたいバス停：＿＿＿＿＿＿＿＿　乗りたい時間：午前・午後　＿＿＿＿＿＿　時頃
8. 運賃が高い　9. バスが乗りにくい　10. 座れない
11. バス待ち環境が悪い（バス停にベンチがない、屋根がない等）　12. 運転が怖い
13. その他（　　）
14. 特にない

問 11　もし「おりひめバス」がなかったら、今日の目的地へはどうやって行かれますか。

【ひとつに○】

1. 家族や知人に送迎してもらう　2. 自分で自動車を運転して行く　3. タクシーで行く
4. 原付･バイクで行く　5. 自転車･徒歩で行く　6. 行き先を変える
7. 行くことをやめる　8. その他（　　）

問 12　あなたご自身のことについてお答えください。

自宅住所	（郵便番号）〒 □□□－□□□□ （郵便番号は住所を統計的に集計するためにお聞きしています。） または ＿＿＿＿＿＿市･町 ＿＿＿＿＿＿（町）　＊番地は不要です。
性別	1. 男性　2. 女性
年齢	1. 19 歳以下　2. 20 代　3. 30 代　4. 40 代 5. 50 代　6. 60～64 歳　7. 65～69 歳　8. 70～74 歳 9. 75～79 歳　10. 80～89 歳　11. 90 歳以上
職業	1. 会社員･公務員　2. 自営業　3. パート･アルバイト　4. 小学生・中学生 5. 高校生　6. 大学・専門学校生　7. 専業主婦･主夫 8. 無職　9. その他
運転免許	1. 自動車運転免許を持っている　2. 自動二輪･原付バイクの免許のみ持っている 3. 運転免許証は返納した　4. 運転免許は持ったことがない
自動車等の運転	1. 問題なく運転できる　2. 運転できるが、不安である　3. 運転できない
世帯での車の保有	1. 自分が自由に利用できる車がある　2. 家族共同で利用できる車がある 3. 世帯に車はない

調査へのご協力ありがとうございました。